

第77回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

- P. 1 会社の新株予約権等に関する事項
- P. 3 業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況の概要

連結計算書類

- P. 10 連結注記表

計算書類

- P. 21 個別注記表

日本ユニシス株式会社

当社は、第77回定時株主総会招集ご通知に際して、株主の皆様にご提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」ならびに連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきまして、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトへ掲載し、ご提供しております。
(<https://www.unisys.co.jp/invest-j/stock/meeting.html>)

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要 (2021年3月31日現在)

名 称	第1回新株予約権 (株式報酬型)	第2回新株予約権 (株式報酬型)	第4回新株予約権 (株式報酬型)
保有人数			
当社取締役 (非業務執行取締役を除く)	1名	2名 (注1)	4名 (注2)
当社社外取締役	1名	1名	1名
当社監査役	1名	1名	1名
新株予約権の数	8個	76個	108個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	800株	7,600株	10,800株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2013年7月1日 ～2043年6月30日	2014年7月1日 ～2044年6月30日	2016年7月1日 ～2046年6月30日

(注1) 内1名については、付与当時、当社執行役員として付与したものです。

(注2) 内3名については、付与当時、当社執行役員として付与したものです。

名 称	第5回新株予約権 (株式報酬型)	第6回新株予約権 (株式報酬型)	第7回新株予約権 (株式報酬型)
保有人数			
当社取締役 (非業務執行取締役を除く)	4名 (注3)	4名 (注3)	4名 (注3)
当社社外取締役	1名	1名	1名
当社監査役	1名	1名	1名
新株予約権の数	163個	107個	80個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	16,300株	10,700株	8,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2017年7月1日 ～2047年6月30日 (注4)	2018年7月1日 ～2048年6月30日 (注4)	2019年7月1日 ～2049年6月30日 (注4)

(注3) 内1名については、付与当時、当社執行役員として付与したものです。

(注4) 新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位にある間は、新株予約権を行使できません。

名 称	第8回新株予約権 (株式報酬型)	第9回新株予約権 (株式報酬型)
保有人数		
当社取締役 (非業務執行取締役を除く)	4名 (注5)	4名
当社社外取締役	1名	1名
当社監査役	1名	1名
新株予約権の数	53個	116個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	5,300株	11,600株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2020年7月1日 ～2050年6月30日 (注6)	2021年7月1日 ～2051年6月30日 (注6)

(注5) 内1名については、付与当時、当社執行役員として付与したものです。

(注6) 新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位にある間は、新株予約権を行使できません。

(2) 当事業年度中に当社使用人ならびに当社子会社の役員および使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等の内容の概要

名 称	第9回新株予約権 (株式報酬型)
発行決議日	2020年6月25日
交付した者の人数	
当社使用人	8名 (注1)
当社子会社の役員および使用人	8名 (注2)
新株予約権の数	260個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	26,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2021年7月1日～2051年6月30日 (注3)

(注1) 当社執行役員に対して付与したものです。

(注2) 当社子会社の取締役および執行役員に対して付与したものです。

(注3) 新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位にある間は、新株予約権を行使できません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	
コンプライアンス徹底のための基本的枠組み	<p>(1) コンプライアンスを統括する責任者その他必要な機関を設置し、以下を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス関連規程の策定 ・役員へのコンプライアンス教育 ・内部通報窓口の設置・運営および通報者保護の徹底 ・問題発生時の対応 ・取締役会への活動状況の報告 <p>(2) 違反者には、懲戒規程等に基づき適正な処分を行う。</p> <p>(3) 内部監査部門は、当社およびグループ各社（以下、当社グループという）のコンプライアンス体制および活動の推進状況を監査し、必要に応じ、その改善に向けて指摘・提言を行う。</p>
適正な財務報告	金融商品取引法その他の関連法令に従い、適正な財務報告を行うための仕組みを構築する。
反社会的勢力への対応	関係不保持および助長行為の排除を方針とし、社内における当該方針および対応部門の周知徹底ならびに外部関係機関との連携を進める。
社外取締役の選任	取締役の職務の執行に関する監督機能強化のため、社外取締役を複数名選任する。
監査役による監査	監査役は、取締役の職務の執行における法令・定款等の遵守状況を監査する。
上記体制に関する運用状況の概要	
<p><コンプライアンス徹底のための基本的枠組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本ユニシスグループは、チーフ・コンプライアンス・オフィサー (CCO) を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、グループ全体でのコンプライアンス・プログラムを積極的に展開することで、グループ役職員のコンプライアンスに関する知識や意識の向上を図っています。また、匿名・記名を問わず利用できるコンプライアンス委員会事務局・監査役への直接の報告・相談ルート（ホットライン）を社内外に設置するとともに、ホットライン利用者が不利益を被らないよう厳重な措置を講じ、通報ならびに違反行為発覚時には、迅速かつ適切に対応し、違反者には厳正な処分を行うとともに、真因分析を行い再発防止策を講じています。これらの活動状況については、経営会議および取締役会において報告しています。 ・当社グループのダイバーシティ推進施策の一つであるLGBT対応として、「性的マイノリティ」に基づく差別禁止を明確化・周知徹底しました。 ・2020年度も前年度に引き続き、ソフトウェア等の適正利用点検活動等、知的財産権に関するコンプライアンス遵守の促進に努めました。 	

<適正な財務報告>

- ・財務報告の正確性と信頼性を確保するため「日本ユニシスグループの適正な財務報告を行うための基本方針」を策定し、これに基づき財務報告を適正に実施しています。

<反社会的勢力への対応>

- ・反社会的勢力排除のための取引先審査体制の整備や外部機関との連携により取引遮断を図るとともに、取引先が反社会的勢力であると判明した場合の関係遮断のための体制を整備し、運用しています。

<社外取締役の選任>

- ・全取締役の1/3にあたる3名の社外取締役を選任し、取締役会の監督機能強化を図っています。また社外取締役・監査役にその役割・機能を適切に発揮いただくため、コロナ禍の中、当社事業拠点の視察に代え、テレビ会議により当社支社店長との意見交換を実施した他、全取締役・監査役を対象に研修を行っています（2020年度は、サステナビリティ、最新の技術動向をテーマに実施）。

<監査役による監査>

- ・2019年度の監査役監査の結果と2020年度の内外環境の変化を踏まえた重点監査項目を定め、それに基づき監査役監査を実施しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報管理体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報は、法令および文書管理に関して定めた社内規程に基づき適切に保存・管理する。
- (2) 取締役および監査役は、要請すれば、いつでもこれらの情報を閲覧できる。

上記体制に関する運用状況の概要

- ・情報の保存期間および保存場所等の情報管理に関し、「文書保存管理規程」および「秘密情報の取扱要領」等の社内規程を策定しています。
- ・取締役の職務の執行に係る情報については、適切に保存および管理し、取締役や監査役の要請に応じていつでも情報提供できる体制を整備し、運用しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制

- (1) リスク管理を統括する責任者その他必要な機関を設置し、以下を行う。
 - ・損失の危険(リスク)管理に関する規程の策定
 - ・リスクの発生を未然に防止するために必要な仕組みの構築・運営
 - ・有事における対応
 - ・リスク管理項目・体制の見直し
 - ・取締役会への活動状況の報告
- (2) 内部監査部門は、当社グループのリスク管理体制および活動の推進状況を監査し、必要に応じ、その改善に向けて指摘・提言を行う。

上記体制に関する運用状況の概要

- ・ チーフ・リスク・マネジメント・オフィサー (CRMO) を委員長とするリスク管理委員会を設置の上、社内規程に基づき、グループ全体のリスクを一元管理し適宜リスク管理項目の見直しを行いつつ、経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応策を講じています。
- ・ 中長期的なリスクマネジメント戦略として、「グループ全体のリスクマネジメント機能強化」、「グループ役職員のリスク管理能力向上」を重点施策としています。
- ・ 経営レベルが参加するビジネス審査委員会および投資委員会において重要案件のリスクについて審査を行っています。
- ・ チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー (CISO) を委員長とする「総合セキュリティ委員会」を設置し、サイバーセキュリティ戦略を策定のうえ、情報資産の適切な管理を実施しています。
- ・ CRMOを本部長とする「事業継続プロジェクト (BCP)」を設置し、有事の際に速やかに事業継続のための活動を開始できる体制・計画を整えています。
- ・ 2020年度は、新型コロナウイルス対策本部を設置し、感染拡大・クラスター発生防止に重点を置いた対策を実施しています。また、新型コロナウイルス感染拡大をふまえたリスクマネジメントや事業継続のための体制整備を実施するとともに、テレワークの拡大をふまえたサイバーセキュリティ対策を行っています。
- ・ リスク管理委員会、総合セキュリティ委員会、事業継続プロジェクト (BCP) の各活動については、CRMOから経営会議および取締役会へ報告しています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の監督と執行の分離および権限委譲

- 迅速かつ効率的な職務執行を適正に行うため、以下の事項を行う。
- ・ 執行役員制度および業務執行役員制度の導入
 - ・ 経営会議・委員会等の設置による意思決定の効率化および適正化
 - ・ 事案の重要性に応じた決裁制度の構築および適切な権限移譲
 - ・ 経営計画を策定し、その進捗の状況を取締役会で確認する

上記体制に関する運用状況の概要

- ・ 経営の監督と執行を分離し、迅速な業務執行を図るため、執行役員制度および業務執行役員制度を導入しています。
- ・ 業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、取締役を兼務する執行役員等で構成される経営会議を設置しています。
- ・ 個別経営課題を実務的な観点から審議するため、各種専門委員会を設置しています。
2020年度は、日本ユニシスグループ全体におけるESG・SDGsへの積極的な取り組みによるサステナブルな経営をより一層推進するため、チーフ・サステナビリティ・オフィサー (CSO) を委員長とするサステナビリティ委員会ならびにその下部機関である環境貢献委員会およびソーシャル委員会を新設し、サステナビリティ取り組み方針の検討、気候変動シナリオ分析、人権に関する取り組み等の活動を開始しました。

- ・一段組織長の権限を超える案件の意思決定のため、稟議項目や決裁レベルを定めた稟議規程に基づく決裁制度を運用しています。
- ・2018年度からの3か年を対象期間として策定した日本ユニシスグループ中期経営計画「Foresight insight® 2020」の進捗状況を取締役会で定期的に確認するとともに、当該進捗もふまえ、2021年度からの新たな経営方針（2021-2023）の策定を進めました。

5. 当社ならびにグループ会社における業務の適正を確保するための体制

グループ会社管理の枠組み	<p>当社およびグループ各社の業務の適正を確保し、グループとしての企業価値向上を図るため、以下を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ会社毎に担当主管部門を設置 ・主管部門の職責等に関する規程の整備 ・出資者としての法的または契約上の権利行使によるグループ各社に対する適切な管理および支援
グループ・コンプライアンス体制	<p>(1) グループ各社にコンプライアンスに係る責任者を設置し、これら責任者が相互に連携して活動を行う。</p> <p>(2) グループ各社が利用可能な内部通報窓口を設置する。</p>
当社およびグループ各社に対する内部監査	<p>内部監査部門は、当社およびグループ各社の業務執行における統制状況を監査し、必要に応じ、改善に向けた指摘・提言を行う。</p>

上記体制に関する運用状況の概要

<グループ会社管理の枠組み>

- ・当社およびグループ会社の経営効率の向上と経営理念の統一化を図るため、グループ会社毎の主管部署を定めるとともに、「関係会社管理規程」に基づくグループ会社管理を行っています。
- ・各グループ会社の主管部長は、関連スタッフ部門の協力を得て、差入役員等を通じた適切な連結経営体制の構築・維持、内部統制の整備・運用およびリスク管理を実施しています。

<グループ・コンプライアンス体制>

- ・出向者・派遣社員を含むグループの役職員が利用可能なホットラインの設置を含め、グループ全体を対象にコンプライアンス・プログラムを実施しています。2019年度からはベトナム子会社に専用ホットラインを導入し、運用を開始しています。また、グループ各社のCCOが座談会においてグループにおけるコンプライアンス事案と再発防止策を共有する等、グループ全体の意識向上に努めています。

<当社およびグループ各社に対する内部監査>

- ・内部監査計画に基づき、主要な子会社に対する監査を実施し、改善に向けた指摘を行うとともに、監査の状況を当社経営会議および取締役会に報告しています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助体制

- (1) 監査役の指揮命令に従って監査業務を補佐する組織を設置し、専任の使用人を配置する。
- (2) 監査役業務を補佐する使用人の人事については監査役会の同意を要する。

上記体制に関する運用状況の概要

- ・ 監査役の職務遂行を補助する組織として監査役室を設置し、監査役会の同意を得て、専任の室長1名を含む適正な人数の職員を配属しています。

7. 監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役(会)への報告に関する体制

- (1) 取締役は、自己の職務執行過程において当社に著しい損害を及ぼすおそれがあるときは、これを直ちに監査役会に報告する。
- (2) 当社グループの役職員が当社の監査役に対し直接コンプライアンスに関する報告を行うことができるよう、内部通報制度を設置するとともに通報者を保護する仕組みを設ける。

その他監査の実効性確保に向けた体制

- (1) 監査役は、当社取締役会のほか、経営会議、その他の重要会議に出席し、意見を述べることができる。また、監査役が要請した文書等は、直ちに提供される。
- (2) 監査役は、定期的または必要に応じ、役職員等よりグループ会社に関する事項を含む報告を受けることができる。
- (3) 監査役・監査役会は、内部監査部門および会計監査人と緊密な連携を図り、効果的な監査を行う。
- (4) 監査役は、グループ各社の監査役と連携してグループ会社の管理およびグループ監査が実効的に行われることを確保する。
- (5) 監査役の職務の執行に係る費用は、会社が負担する。

上記体制に関する運用状況の概要

＜監査役(会)への報告に関する体制＞

- ・ 監査役会は、各取締役から「業務執行確認書」を取付け、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際は、直ちに監査役(会)に報告がなされたかを各取締役に確認しています。
- ・ 監査役会は、監査役への直接の報告相談ルートとして「監査役ホットライン」を設置するとともに、報告者への不利益な取り扱いを禁止しています。

<その他監査の実効性確保に向けた体制>

- ・ 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席しています。また、稟議書等の重要書類を監査役に回付しています。
- ・ 監査役は、社長その他の取締役や重要な使用人に対し、随時ヒアリングを実施しています。
- ・ 監査役会は、四半期に一度、三様監査連絡会を開催し、リスク管理状況や重点監査項目等について意見交換を行うとともに、公認会計士・監査審査会等のレビュー結果の確認を行っています。
- ・ 常勤監査役は、グループ内部監査部と情報共有を行い、必要な意見交換を行っています。
- ・ 監査役は、適宜、グループ会社の往査を実施するとともに、四半期に一度主要なグループ会社の監査役と連絡会を開催し情報共有を図り、グループの管理・統制状況を確認しています。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

ユニアデックス(株)

日本ユニシス・エクセリョーションズ(株)他

当連結会計年度において新たに設立等したため、CVCF2投資事業有限責任組合等を連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の数 6社

主要な非連結子会社の名称

NULシステムサービス・コーポレーション他

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数 5社

関連会社名 紀陽情報システム(株)他

当連結会計年度において新たに株式を取得したため、I G P X(株)等を持分法適用の関連会社に含めております。

② 持分法を適用しない主要な関連会社の名称

関連会社名 (株)東北バンキングシステムズ他

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社（6社）および関連会社（9社）の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、AXXIS CONSULTING (S) PTE. LTD.等3社の決算日は12月31日です。連結財務諸表の作成にあたっては、同社の決算日の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

- | | |
|---|--|
| 投資事業組合への出資 | 組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 |
| デリバティブ | 時価法 |
| たな卸資産 | |
| 販売用コンピュータ | 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。） |
| 保守サービス用品他 | 主として個別原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。） |
| ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法 | |
| 機械装置および運搬具
（営業用コンピュータ） | 主として営業利用目的使用期間に基づく定額法で残存価額が零となる方法によっております。
なお、主な耐用年数は5年です。 |
| その他の有形固定資産
（リース資産を除く） | 主として定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりです。
建物及び構築物 4年～50年 |
| ソフトウェア | |
| 市場販売目的の
ソフトウェア | 見込販売収益または数量に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。
なお、見込販売可能期間は原則として3年と見積っております。 |
| 自社利用の
ソフトウェア
（リース資産を除く） | 見込利用可能期間に基づく定額法によっております。
なお、見込利用可能期間は原則として5年～10年と見積っております。 |
| リース資産 | |
| 所有権移転外ファイ
ナンス・リース取引
に係るリース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| ③ 重要な引当金の計上基準 | |
| 貸倒引当金 | 売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 請負開発損失引当金 | ソフトウェアの請負開発契約等に係る将来の損失に備えるため、原価規模50百万円以上の契約について、将来発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることが可能な損失見込相当額を計上しております。請負開発損失引当金は、作業工程に係る総原価の見積りの影響を受けるため、追加工数の発生等による総原価の見直しによって、損失見込相当額の見積及び連結計算書類の計上額に影響を与える可能性があります。 |
| ④ 重要な外貨建資産または負債の本邦通貨への換算基準 | |
| 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。 | |

⑤ 重要な収益および費用の計上基準

ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の計上基準

ソフトウェアの請負開発契約のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる当社および一部の連結子会社の原価規模50百万円以上の契約については工事進行基準を、その他の契約については検収基準を適用しております。

なお、進捗度の見積りについては、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価値を決定し、決算日において完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって作業進捗度とする、アード・バリュー法等を用いております。作業進捗度の算定は、作業工程の価値の見積りの影響を受けるため、工数の変動による作業工程の価値の見積りの見直しによって、連結計算書類の計上額に影響を与える可能性があります。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

商品輸入の予定取引に関する為替変動リスクに対して為替予約等を、変動金利の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップをそれぞれヘッジ手段としてヘッジ取引を行っております。

ヘッジ方針

ヘッジ取引は、ヘッジ対象の範囲内で為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジする手段として行い、投機目的やトレーディング目的のデリバティブ取引は行わない方針です。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判断時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦ 退職給付に係る会計処理方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上しております（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、退職給付に係る資産として計上しております）。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部における「その他の包括利益累計額」の「退職給付に係る調整累計額」に計上しております。

⑧ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

⑨ のれんの償却に関する事項

20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。

⑩ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直

しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが必要となります。見積り及びその基礎となる仮定に関しては、過去の経験や利用可能な情報等を勘案した報告期間の末日における合理的な経営者の判断を基礎としておりますが、実際の結果は当初の見積りと異なる場合があります。見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した連結会計期間及び将来の連結会計期間において認識されます。

連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える判断、見積り及び仮定は、以下のとおりです。

- ・ 固定資産の減損（5. 連結損益計算書に関する注記（減損損失））
- ・ 退職給付に係る資産および負債の測定（10. 退職給付に関する注記）
- ・ 請負開発損失引当金の認識及び測定（1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記（4）会計方針に関する事項 ③重要な引当金の計上基準）
- ・ ソフトウェアの請負契約に係る工事進行基準の適用（1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記（4）会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準）
- ・ 繰延税金資産の回収可能性（7. 税効果会計に関する注記）

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「受取販売奨励金」（当連結会計年度は、72百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度における「受取販売奨励金」は、111百万円です。

前連結会計年度において独立掲記しておりました営業外収益の「偶発損失引当金戻入益」（当連結会計年度は、0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度における「偶発損失引当金戻入益」は、485百万円です。

前連結会計年度において独立掲記しておりました営業外費用の「和解金」（当連結会計年度は、6百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度における「和解金」は、228百万円です。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、重要な会計上の見積り関する事項を記載しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 42,964百万円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

5. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

当社グループはサービスの提供を目的として当社が保有する固定資産については、「同一の固定資産を利用する契約群」単位に、また一部の連結子会社においては、「契約形態別の売上区分」に基づいてグルーピングを行っております。なお自社利用資産については全社共用資産であり、共用資産を含む、より大きな単位である全社単位でグルーピングを行っております。

資産グループに減損の兆候が認識された場合かつ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産グループの帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額(使用価値)まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

使用価値の算定にあたり、当社グループでは将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクを将来キャッシュ・フローの見積りまたは割引率に反映しており、割引率は貨幣の時間価値及びその資産グループの固有のリスクを反映した割引率を用いております。

減損損失の内訳は以下の通りです。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
江東区豊洲	アプリケーションサービス事業用資産	ソフトウェア、機械装置及び運搬具
米国	自社利用資産	ソフトウェア

(2) 減損損失の認識に至った経緯及びグルーピング方法

アプリケーションサービス事業用資産の一部について、減損の兆候が認識されたことから、今後の収益性を検証した結果、将来キャッシュ・フローの見積り総額が当該資産の帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。また、自社利用資産の一部について、処分に関する意思決定を行ったため、個別にグルーピングを行い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

・アプリケーションサービス事業用資産	
ソフトウェア	454百万円
機械装置及び運搬具	6百万円
合計	461百万円
・自社利用資産	
ソフトウェア	4百万円

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを7.0%で割り引いて算定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのものについては回収可能価額を零として算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘 要
発行済株式 普通株式	109,663	－	－	109,663	
合計	109,663	－	－	109,663	
自己株式 普通株式	9,295	0	26	9,269	(注)
合計	9,295	0	26	9,269	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものです。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少26千株は、主にストックオプションの権利行使によるものです。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	3,763	37円50銭	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月6日 取 締 役 会	普通株式	3,513	35円00銭	2020年9月30日	2020年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	3,513	35円00銭	2021年 3月31日	2021年 6月28日

(3) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

316千株

7. 税効果会計に関する注記

当社グループは、繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかの回収可能性を考慮して繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性の評価に当たっては、予定される繰延税金負債の取崩、予測される将来課税所得及びタックスプランニングを考慮しています。なお、認識された繰延税金資産は、過去の課税所得水準及び繰延税金資産が控除可能な期間における将来課税所得の予測に基づき、回収できる可能性が高いと考えていますが、その予測の前提とした仮定に変化が生じた場合は、繰延税金資産の計上額が見直される可能性があります。

繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別内訳

・繰延税金資産	
未払賞与	3,042百万円
減価償却超過額	1,716百万円
減損損失	1,121百万円
たな卸資産評価損	1,023百万円
税務上の繰越欠損金	311百万円
未払事業税・事業所税	364百万円
資産除去債務	369百万円
請負開発損失引当金	101百万円
退職給付に係る負債	234百万円
税務売上認識額	78百万円
貸倒引当金	103百万円
たな卸資産未実現利益	91百万円
その他	1,515百万円
繰延税金資産小計	10,075百万円
評価性引当額	△3,141百万円
繰延税金資産合計	6,934百万円
・繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,299百万円
退職給付に係る資産	△2,777百万円
その他	△226百万円
繰延税金負債合計	△6,303百万円
・繰延税金資産（負債）の純額	630百万円

(注) 繰延税金資産（負債）の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定資産－繰延税金資産	960百万円
固定負債－その他	△329百万円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、所要資金については金融機関からの借入金および社債の発行等により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は、通常の取引の範囲内において行っており、投機的な取引は行わない方針です。

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に沿って、審査担当部署が信用調査を行うこと等により、リスク低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を見極めながら、取引先企業との関係を勘案し、保有状況を見直しております。

営業債務である買掛金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約）を利用してヘッジしております。

長期借入金のうち、金利変動リスクに晒されているものは、金利スワップ取引およびデリバティブ内包型借入を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、外貨建て債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、一定の社内手続に則り財務担当部署が実行、管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

		連結貸借対照表 計上額（*）	時 価（*） (注)1	差 額
①	現金及び預金	45,833	45,833	－
②	受取手形及び売掛金	72,429	72,429	－
③	投資有価証券 其他有価証券(注)2	18,532	18,532	－
④	支払手形及び買掛金	(25,293)	(25,293)	－
⑤	長期借入金(注)3	(21,330)	(21,340)	10
⑥	デリバティブ取引	0	0	－

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価については帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち、固定金利によるものの時価については元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記⑥参照）については、金利スワップと一体として処理した結果の元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用されると合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑥ デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格を時価としております。ただし、振当処理によるものは、支払手形及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該支払手形および買掛金の時価に含めて記載しております（上記④参照）。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記⑤参照）。

デリバティブ内包型の長期借入金については、当該組込みデリバティブが金利の変動を固定化するものであるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記⑤参照）。

(注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額8,471百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 長期借入金には1年内返済予定の金額を含んでおります。

9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,341円04銭
1 株当たり当期純利益	170円13銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	169円52銭

10. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社およびユニアデックス(株)は、退職金制度として、確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）ならびに確定拠出年金制度および退職金前払制度（確定拠出年金制度との選択制）を設けております。

その他の連結子会社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度および退職一時金制度を設けております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

確定給付企業年金制度における退職給付債務は、年金数理計算により算定しており、年金数理計算の前提条件には、割引率、予想昇給率等の見積りが含まれております。これらの前提条件は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しております。年金数理計算の前提条件には将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等の影響を受ける可能性があり、将来にわたり、退職給付債務及び年金資産の残高に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

① 退職給付債務の期首残高	104,844百万円
② 勤務費用	1,626百万円
③ 利息費用	483百万円
④ 数理計算上の差異の発生額	3,217百万円
⑤ 退職給付の支払額	<u>△4,729百万円</u>
⑥ 退職給付債務の期末残高	<u>105,442百万円</u>

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

① 年金資産の期首残高	108,551百万円
② 期待運用収益	1,103百万円
③ 数理計算上の差異の発生額	6,082百万円
④ 事業主からの拠出額	2,783百万円
⑤ 退職給付の支払額	<u>△4,704百万円</u>
⑥ 年金資産の期末残高	<u>113,815百万円</u>

(4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

① 積立型制度の退職給付債務	△104,739百万円
② 年金資産	<u>113,815百万円</u>
	9,075百万円
③ 非積立型制度の退職給付債務	<u>△703百万円</u>
④ 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>8,372百万円</u>
⑤ 退職給付に係る負債	<u>△703百万円</u>
⑥ 退職給付に係る資産	<u>9,075百万円</u>
⑦ 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>8,372百万円</u>

(5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

① 勤務費用(注)1	1,626百万円
② 利息費用	483百万円
③ 期待運用収益	△1,103百万円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	△493百万円
⑤ 確定給付制度に係る退職給付費用	<u>513百万円</u>
⑥ その他(注)2	<u>1,809百万円</u>

(注)1.簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は勤務費用に含めております。

(注)2.「その他」は、確定拠出年金制度への要拠出額、退職金前払制度による従業員に対する前払退職金支給額の要拠出額です。

なお、確定拠出年金制度への要拠出額は1,589百万円です。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果調整前)の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	2,371百万円
----------	----------

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果調整前)の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	849百万円
-------------	--------

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	44%
生命保険一般勘定	14%
株式	10%
現金及び預金	4%
その他	28%
合計	<u>100%</u>

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

① 割引率	主として0.45%
② 長期期待運用収益率	主として1.0%
③ 予想昇給率	主として3.5%(平均)

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|-----------------------------------|---|
| 有価証券
子会社株式および関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券
時価のあるもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) |
| 時価のないもの
投資事業組合への出資 | 移動平均法による原価法
組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 |
| デリバティブ
たな卸資産
商品 (販売用コンピュータ) | 時価法
主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。) |
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- | | |
|---|--|
| 営業用コンピュータ | 営業利用目的使用期間に基づく定額法で残存価額が零となる方法によっております。
なお、主な耐用年数は5年です。 |
| その他の有形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりです。
建物および構築物 6年～50年
工具器具備品 2年～20年 |
| ソフトウェア
市場販売目的の
ソフトウェア | 見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。なお、見込販売可能期間は原則として3年と見積っております。 |
| 自社利用のソフトウェア
(リース資産を除く) | 見込利用可能期間に基づく定額法によっております。
なお、見込利用可能期間は原則として5年～10年と見積っております。 |
| リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る
リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
- (3) 引当金の計上基準
- | | |
|------------|--|
| 貸倒引当金 | 売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 無償サービス費引当金 | 保守サービス契約およびシステムサービス契約に基づく無償サービス費用の負担に備えるため、過去の実績率等に基づく発生見込額を計上しております。 |

- | | |
|---------------------|---|
| 請負開発損失引当金 | ソフトウェアの請負開発契約等に係る将来の損失に備えるため、原価規模500万円以上の契約について、将来発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることが可能な損失見込相当額を計上しております。請負開発損失引当金は、作業工程に係る総原価の見積りの影響を受けるため、追加工数の発生等による総原価の見直しによって、損失見込相当額の見積及び計算書類の計上額に影響を与える可能性があります。 |
| 偶発損失引当金 | 将来発生する可能性の高い偶発損失に備え、偶発事象ごとに個別のリスク等を勘案し、合理的に算出した負担損失見込額を計上しております。 |
| 退職給付引当金
(前払年金費用) | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。 |
| 進路選択支援補填引当金 | 進路選択支援プログラム制度適用による退職従業員の進路選択支援補填金の支出に備えるため、期末支援補填金見込額の全額を計上しております。 |
| 投資損失引当金 | 関係会社の債務超過にかかる損失に備えるため、当該関係会社の債務超過相当額を計上しております。 |
| 環境対策引当金 | 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しています。 |
| 事務所移転費用引当金 | 事務所移転に伴い、従前より賃借していた事務所について解約申し入れ等を行ったため、これに係る原状回復費用等を見積り計上しております。 |
- (4) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) 重要な収益および費用の計上基準
ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の計上基準
ソフトウェアの請負開発契約のうち、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる当社の原価規模500万円以上の契約については工事進行基準を、その他の契約については検収基準を適用しております。
なお、進捗度の見積りについては、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価値を決定し、決算日において完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって作業進捗度とする、アーンド・バリュー法を用いております。作業進捗度の算定は、作業工程の価値の見積りの影響を受けるため、工数の変動による作業工程の価値の見積りの見直しによって、計算書類の計上額に影響を与える可能性があります。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

商品輸入の予定取引に関する為替変動リスクに対して為替予約を、変動金利の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップをそれぞれヘッジ手段としてヘッジ取引を行っております。

ヘッジ方針

ヘッジ取引は、ヘッジ対象の範囲内では為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジする手段として行い、投機目的やトレーディング目的のデリバティブ取引は行わない方針です。ヘッジ有効性評価の方法ヘッジの有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判断時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理方法と異なっております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(9) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが必要となります。見積り及びその基礎となる仮定に関しては、過去の経験や利用可能な情報等を勘案した報告期間の末日における合理的な経営者の判断を基礎としておりますが、実際の結果は当初の見積りと異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した会計期間及び将来の会計期間において認識されます。

計算書類において認識する金額に重要な影響を与える判断、見積り及び仮定については「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記しておりました営業外費用の「和解金」（当事業年度は、6百万円）は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より特別損失の「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度における「和解金」は、228百万円です。

前事業年度において特別損失の「その他」に含めておりました「関係会社株式評価損」（当事業年度は、248百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。
なお、前事業年度における「関係会社株式評価損」は、35百万円です。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当会計年度の年度末に係る計算書類から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 35,678百万円 |
| 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。 | |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債権 | 8,605百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 480百万円 |
| (3) 関係会社に対する短期金銭債務 | 4,448百万円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	6,090百万円
仕入高	22,180百万円
営業取引以外の取引高	8,329百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
自 己 株 式					
普 通 株 式	9,294	0	26	9,268	(注)
合 計	9,294	0	26	9,268	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものです。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少26千株は、ストックオプションの権利行使によるものです。

7. 税効果会計に関する注記

当社は、繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかの回収可能性を考慮して繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性の評価に当たっては、予定される繰延税金負債の取崩、予測される将来課税所得及びタックスプランニングを考慮しています。なお、認識された繰延税金資産は、過去の課税所得水準及び繰延税金資産が控除可能な期間における将来課税所得の予測に基づき、回収できる可能性が高いと考えていますが、その予測の前提とした仮定に変化が生じた場合は、繰延税金資産の計上額が見直される可能性があります。

繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別内訳

・繰延税金資産	
未払賞与	1,838百万円
減価償却超過額	1,248百万円
減損損失	1,121百万円
たな卸資産評価損	70百万円
税務上の繰越欠損金	40百万円
税務売上認識額	78百万円
未払事業税・事業所税	183百万円
資産除去債務	356百万円
投資損失引当金	263百万円
請負開発損失引当金	97百万円
貸倒引当金	94百万円
無償サービス費引当金	25百万円
その他	1,565百万円
繰延税金資産小計	6,983百万円
評価性引当額	△3,160百万円
繰延税金資産合計	3,823百万円
・繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,077百万円
前払年金費用	△2,173百万円
その他	△139百万円
繰延税金負債合計	△5,390百万円
・繰延税金資産の純額	△1,567百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ユニアドテックス(株)	所有 直接 100%	ネットワーク、サポートサービスの委託 役員の兼任	営業取引 (注) 1,3①	18,228	買掛金他 (注) 1,3①	1,573
				資金の貸付 (注) 2,3②	1,234	貸付金 (注) 3②	2,213
子会社	チャンネルグループ(株)	所有 直接 100%	グローバル事業の推進 役員の兼任	資金の貸付 (注) 2,3②	1,859	貸付金 (注) 3②	1,940

- (注) 1. 上記取引金額には消費税等は含めず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。
 2. 資金の貸付にかかる取引金額については、期中平均残高を記載しております。
 3. 取引条件および取引条件の決定方針等
 ① 価格その他取引条件は、当社グループの事業戦略における位置付け等を勘案し、交渉の上で決定しております。
 ② 貸付金利率については、市場金利を勘案して決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,157円99銭
1株当たり当期純利益	180円21銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	179円56銭